

子育て1ヶ月

8月に満1歳の誕生日を迎えるお子さま募集！応募方法などは市ホームページをご覧ください
7月1日(土)必着



令和4年
6月生まれ



高橋蒼唯ちゃん
(中曽根町)



森光慶くん
(妻鳥町)



高橋虎工くん
(土居町入野)



宮崎煌くん
(中曽根町)



向井翔大くん
(金生町下分)



山川太陽くん
(上柏町)



大西心優ちゃん
(上柏町)

詳しくは市ホームページをご覧ください



申請期間

R5/ 6/26 ~
R6/ 2/29

支給額

児童1人あたり
一律

5万円

1 子育て世帯生活支援特別給付金

物価高騰などの影響を受ける低所得の子育て世帯に給付金を支給します。

2 ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

対象

- ① 昨年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を受給した方
・・・申請不要 5月下旬に支給済

平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育している方で、

- ② 令和5年度の市民税均等割が非課税の方
・・・要申請 決定後速やかに支給
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、市民税均等割が非課税相当の収入となった方
・・・要申請 決定後速やかに支給

1 低所得のひとり親世帯

対象

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当を受給した方
・・・申請不要 5月下旬に支給済
- ② 公的年金などの受給により、本年3月分の児童扶養手当を受給していない方
・・・要申請 決定後速やかに支給
- ③ 物価高騰などにより、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
・・・要申請 決定後速やかに支給



問い合わせ先 こども家庭課 28-6027



子育て・子育て応援都市を目指して
子育て世帯支援事業続々！



県下11市初！

3 保育園等副食費 1年間無償化

R5/4月～ 園児の副食費を無償化(上限4,700円)。食料品などの物価高騰による

R6/3月 保護者の負担を軽減します。

対象 市内に住む3～5歳児の保護者(副食費を負担している方)

※食物アレルギー対応のため、副食の提供を受けず弁当を持参している方には、副食費相当額を補助します。対象の方には、園を通じてご案内します。

問い合わせ先 保育幼稚園課 28-6022

子育てしやすいまち県下へ

医療費・給食費・紙おむつの無償化は“本市のみ”！

県下初！

2 学校給食費 1年間無償化

R5/4月～ 小中学校の給食費を無償化。食料品などの物価高騰による

R6/3月 保護者の負担を軽減します。

18歳まで 医療費が無料

4月から対象年齢を拡大。高校卒業年齢相当まで無料になりました。

問い合わせ先 国保医療課 28-6017

1歳まで 紙おむつを支給

対象商品 40袋分の紙おむつ引き換え券を出生届提出後にお渡します。

問い合わせ先 保健推進課 28-6054

1 小中学校給食費無償化

対象 市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者

申請 不要

2 学校給食費等支援補助金

対象 食物アレルギー対応のため、学校給食の提供を受けず弁当を持参している小中学生の保護者

申請 対象の方には学校を通じて案内します

問い合わせ先 教育総務課 28-6293

児童扶養手当

- ✓ **対象者**
 - ・父または母がいない児童を養育している母または父
 - ・父母に代わりその児童を養育している方
- ✓ **支給対象となる児童**
 - ・父母が離婚した児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障がいを持つ児童など
- ✓ **条件**
 - ・福祉施設などに入所していない
 - ・事実婚の状態にない
- ✓ **支給期間**

18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで
※心身に中程度以上の障がいがある児童は20歳になるまで
- ✓ **認定請求の方法** ※所得制限あり
手当を受けるには申請が必要

特別児童扶養手当

- ✓ **対象者**

精神や身体に中程度以上の障がいがある児童を養育している方
- ✓ **条件**

福祉施設などに入所していない
- ✓ **支給期間**

児童が20歳になるまで
- ✓ **認定請求の方法** ※所得制限あり
手当を受けるには申請が必要

サポート

各種手当

子ども家庭課
川之江福祉窓口
土居福祉窓口
28・6・6027
28・6・6182
28・6・6321

児童手当

- ✓ **対象者**

中学校修了前の児童を養育している方
- ✓ **支給額 (月額)**
 - ・3歳未満 15,000円
 - ・3歳～小学生
 - 第1子・第2子 10,000円
 - 第3子以降 15,000円
 - ・中学生 10,000円
 - ・所得制限限度額以上の方
児童1人あたり 5,000円

※昨年度より所得上限限度額以上の方は、受給資格が喪失します
- ✓ **認定請求の方法**

出生、転入などで新たに受給資格が生じた場合、児童手当認定請求書の提出が必要。
※公務員は勤務先に提出

6月は「児童手当現況届の月」

一部の方は現況届の提出が必要です。
※昨年度から現況届の提出は原則不要。
※6月中旬頃に対象者へ送付

災害遺児福祉手当

災害による遺児の保護者に対して県・市から支給されます。
※所得などの条件あり



子育て支援
拡大中

子どもの相談と健診

保健センター 28-6054

無料

妊婦・育児相談

6/27 (火)
13:30～15:00
保健センター



離乳食セミナー

6/9 (金)
9:30～
予約制



乳幼児健診

対象者には
案内文を送付



親子ふれあいあそび

乳児保育所こども村 56-1310

体操
手あそび
育児相談

無料

0歳児主体

7/4 (火)
金生公民館

1・2歳児主体

7/6 (木)
川之江ふれあい
交流センター

おはなし主体

7/7 (金)
川之江図書館

(実施時間) 10:00～11:00

予約日 6/26 (月) 9:00～